

士別商工会館使用規程

第1条 この規程は、士別商工会館「以下会館と称す」の使用について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 会館を使用とする者は、所定の申込書により申し出て、会頭の承認を受けなければならない。

2 会頭は、前項の承認を与える場合において、会館の運営上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

第3条 次の各号の1に該当するときは、承認を取消し又は変更することができる

1. 申し出と相違するとき
2. 本所において、業務上に支障が生じたとき
3. その他、会頭において会館の運営上適当と認めがたいとき

第4条 会館の使用については、別表による使用料を納入しなければならない。

2 会頭が特別の事由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

第5条 既納の使用料は還付しない。

但し、次の各号の一に該当する場合は、その一部又は全部を還付することができる。

1. 使用者の責に帰することができない理由によって使用不可能となった場合
2. 使用日の前日までに使用承認の取消し又は変更の申し出があつて、これに相当の理由があると認めた場合
3. 会頭において特別の事情があると認めた場合

第6条 使用者は、その使用にあたり、本所係員の指示に従わなければならない。

2 使用者は、その使用にあたって、特別の設備を設け、又は、特殊物件を搬入しようとするときは、会頭の承認を受けなければならない。

3 使用者は、その使用が終わったとき又は、その使用を変更され、承認を取り消された場合には、直ちにその使用場所を現状に回復して返還しなければならない。

4 会館の使用にともない、生ずる一切の経費は使用者の負担とする。

第7条 使用者は、その使用により、建物又は付属施設若しくは備付け物件を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会頭が定める。

付 則

1. この規程は昭和33年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成5年10月1日から一部改正し、施行する。
3. この規程は、令和6年10月1日から一部改正し、施行する。

別表 使用料

会議室	会館使用料 1 時間 (税込)	電気使用料 1 時間 (税込)	暖房料 (10 月～4 月) 1 時間 (税込)
2 階大会議室	3,300 円	880 円	880 円
2 階東側会議室	2,200 円	550 円	660 円
2 階西側会議室	1,650 円	550 円	660 円
1 階中会議室	1,100 円	550 円	660 円

【その他備品】

プロジェクター：1 日 1,650 円（税込）、マイク使用料：1 本 220 円（税込）

1. 会員は会館使用料を無料とする。会員外（会員が属する団体も含む）は上記表のとおり 1 時間単位で使用料を徴収する。
※30 分を超える場合は、切上げとする。
2. 電気使用料・暖房料・その他備品は上記表のとおり徴収する。
※30 分を超える場合は、切上げとする。
3. 使用者は、会館使用後に実使用時間を、会館使用報告書で報告しなければならない。
4. 料金の請求は、会館使用報告書に基づき請求書を作成する。
5. 使用者が、使用日の 2 日前以降に使用取消しがあった場合、会館使用申込書に記載の使用予定時間の半額を徴収する。
※電気使用料・暖房料は徴収しない。
6. 10 月 1 日から 4 月末日までの間は、暖房料として上記別表の額を徴収する。
但し、時間外においても暖房を使用した場合も同様とする。
7. 電気器具、その他機械機具を使用したときは、その実費を徴収する。

【計算式】

1 時間あたりの消費電力 (kW) × 使用時間 (時間) × 料金単価 (円/kWh)

※料金単価は使用月の単価で計算する。

8. 会館使用可能時間は午前 9 時から午後 8 時までとする。